

果樹共済及び畑作物共済の概要

《農業災害補償制度と果樹共済及び畑作物共済》

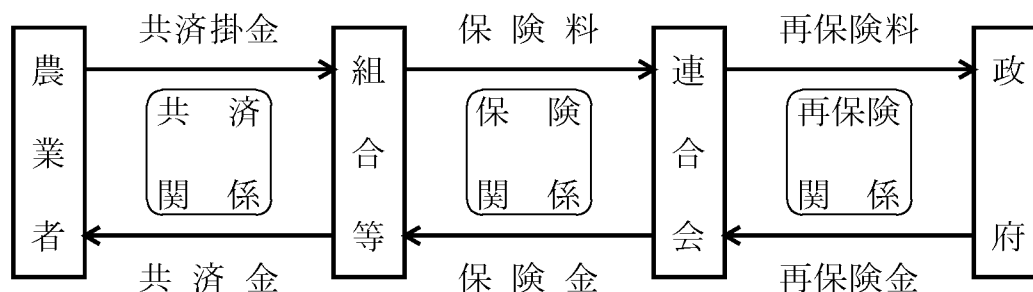
農業災害補償制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度である。

その仕組みは、農業共済組合等に、農業者があらかじめ共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産から被災農家に対して共済金が支払われるというものである。

農業災害補償制度において、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう等の果樹を対象とした事業が果樹共済、ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび等を対象とした事業が畑作物共済である。

【事業実施主体】

農業共済組合（又は共済事業を行う市町村）、農業共済組合連合会及び政府が事業の実施主体となり、三段階で危険を分散。



(注1) 地域の意向により二段階制（特定組合－政府）での実施も可能

(注2) 国が共済掛金の約 1 / 2 を負担。

【果樹共済】

1 果樹共済の種類

- ① 果実の減収と品質の低下による損害を対象とする「収穫共済」
- ② 樹体の損害を対象とする「樹体共済」

2 共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平の総称

3 共済事故

(収穫共済)

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収

※ 品質方式にあつては、果実の減収及び品質の低下、災害収入共済方式にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少

(樹体共済)

上記の災害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

4 加入資格

品種、栽培方法等に応じた区分（共済目的の種類等）ごとの栽培面積が5～30 a の範囲内で組合等が定める面積以上である農家

※ 特定危険方式については、共済目的の種類ごとの加入面積の合計が20 a（おうとう、びわ、すももは10 a）を下らない範囲内で組合等が定める面積以上であり、かつ、5年以上の栽培経験を有する等の農家

5 引受方式

【収穫共済】

半相殺減収総合 一般方式	農家ごとに被害樹園地の果実の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の3割を超えるときに共済金が支払われる方式
半相殺減収総合 短縮方式	半相殺減収総合一般方式と同じ内容で、共済責任期間が短縮された方式
半相殺 特定危険方式	農家ごとに特定の共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金が支払われる方式。以下の5方式がある。 ① 減収暴風雨方式 ② 減収ひょう害方式 ③ 減収凍霜害方式 ④ 減収暴風雨・ひょう害方式 ⑤ 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式
全相殺 減収総合方式	農家ごとに果実の減収量が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金が支払われる方式
全相殺 品質方式	農家ごとに果実の減収及び品質の低下による減収量が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金が支払われる方式
樹園地単位減収 総合一般方式	被害樹園地の果実の減収量が、その樹園地の基準収穫量の4割を超えるときに共済金が支払われる方式
樹園地単位減収 総合短縮方式	樹園地単位減収総合一般方式と同じ内容で、共済責任期間が短縮された方式
樹園地単位 特定危険方式	特定の共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量が、その樹園地の基準収穫量の3割を超えるときに共済金が支払われる方式。以下の5方式がある。 ① 減収暴風雨方式 ② 減収ひょう害方式 ③ 減収凍霜害方式 ④ 減収暴風雨・ひょう害方式 ⑤ 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式
災害収入共済 方式	農家ごとに果実の減収又は品質の低下がある場合に、その農家の生産金額が基準生産金額の8割に達しないときに共済金が支払われる方式

【樹体共済】

損害の額が、共済価額（樹体の資産としての評価額で農家ごとに設定）の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えるときに共済金が支払われる。

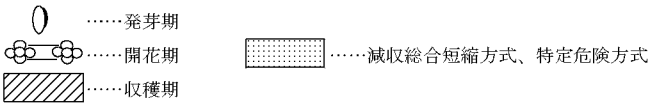
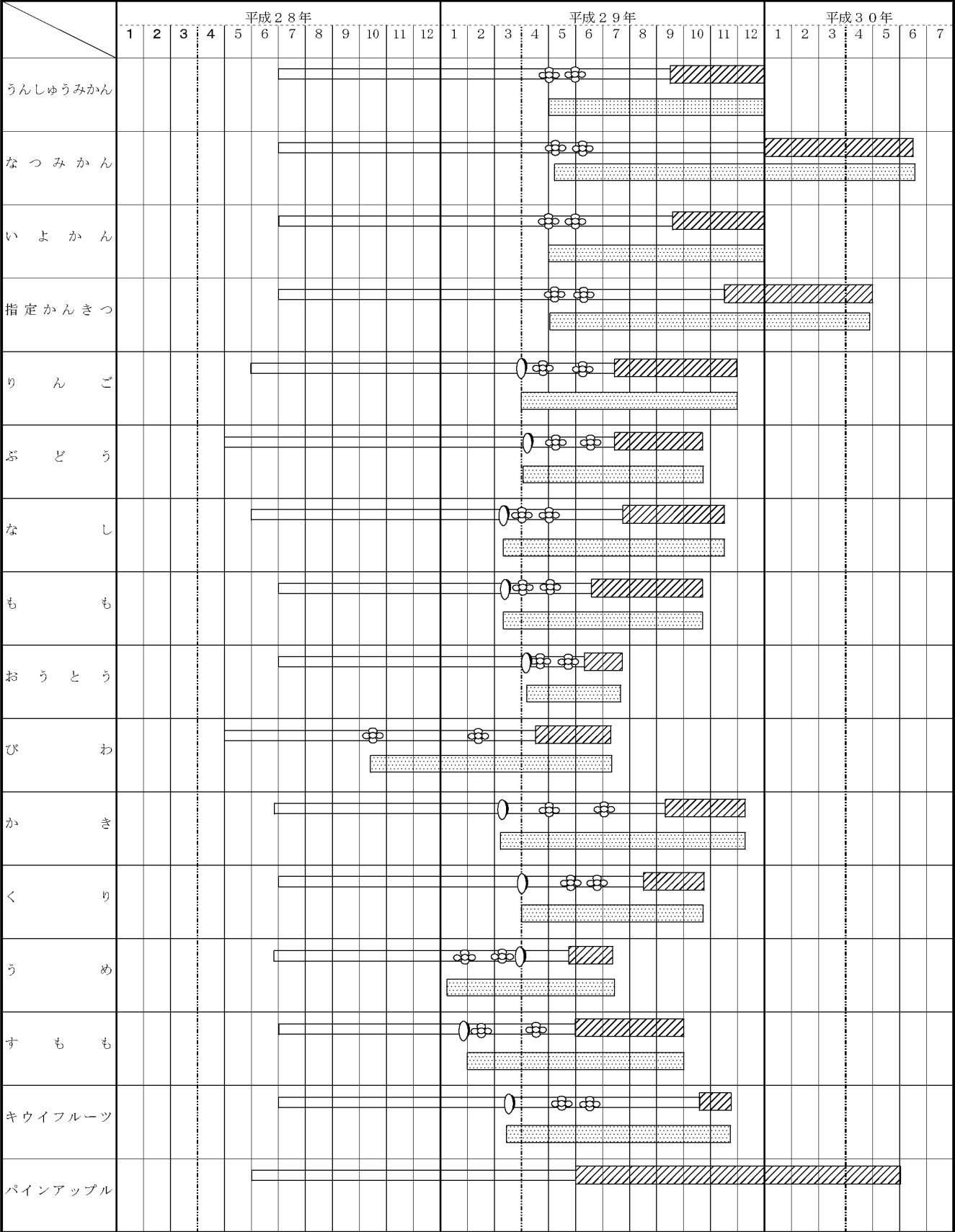
- （注） 1．基準収穫量とは、いわゆる平年の収穫量のことであり、基準生産金額とは、いわゆる平年の生産金額のことである。
- 2．全相殺方式及び災害収入共済方式は、農業協同組合等の出荷資料から収穫量（品質の程度を含む。）及び生産金額が適正に把握できる農家に限り申し込むことができる。
- 3．樹園地単位方式で加入が可能な共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに限る。

6 共済責任期間

収穫共済の共済責任期間は、原則として、花芽の形成期から当該花芽に係る果樹の収穫までの期間（おおむね1年半程度）
（短縮方式及び特定危険方式は、発芽期又は開花期から収穫までの期間）

樹体共済の共済責任期間は、組合等が定める日から1年間

果樹共済の共済責任期間（例）



7 共済金額

共済金額とは、共済事故により損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次式により設定。

【収穫共済】

① 半相殺方式及び全相殺方式

農家ごとに、

標準収穫金額の4～6割 ≤ **共済金額** ≤ 標準収穫金額の7割
(特定危険方式は8割)

② 樹園地単位方式

樹園地ごとに、

標準収穫金額の4～5割 ≤ **共済金額** ≤ 標準収穫金額の6割
(特定危険方式は7割)

(注) 標準収穫金額は、果実の単位(kg)当たり価額に標準収穫量を乗じて求める。

③ 災害収入共済方式

農家ごとに、

基準生産金額の4～6割 ≤ **共済金額** ≤ 基準生産金額の8割

(注) 基準生産金額は、最近5か年の出荷実績によって10a当たり生産金額を算定し、これに引受面積を乗じて得られた生産金額を基礎として定める。

【樹体共済】

共済価額の4～6割 ≤ **共済金額** ≤ 共済価額の8割

(注) 「共済価額」とは、樹体共済の対象となる樹体の評価額で農家ごとに設定。

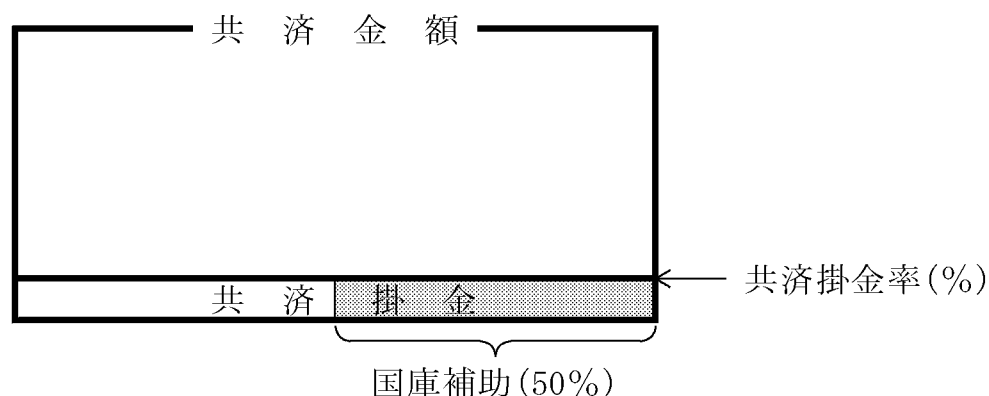
8 共済掛金

農家ごとに、

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(注1) 共済掛金率は、農林水産大臣が組合等ごとに定める掛金率を下らない範囲で、組合等が定める。

(注2) 果樹共済の共済掛金には、50%の国庫負担がある。

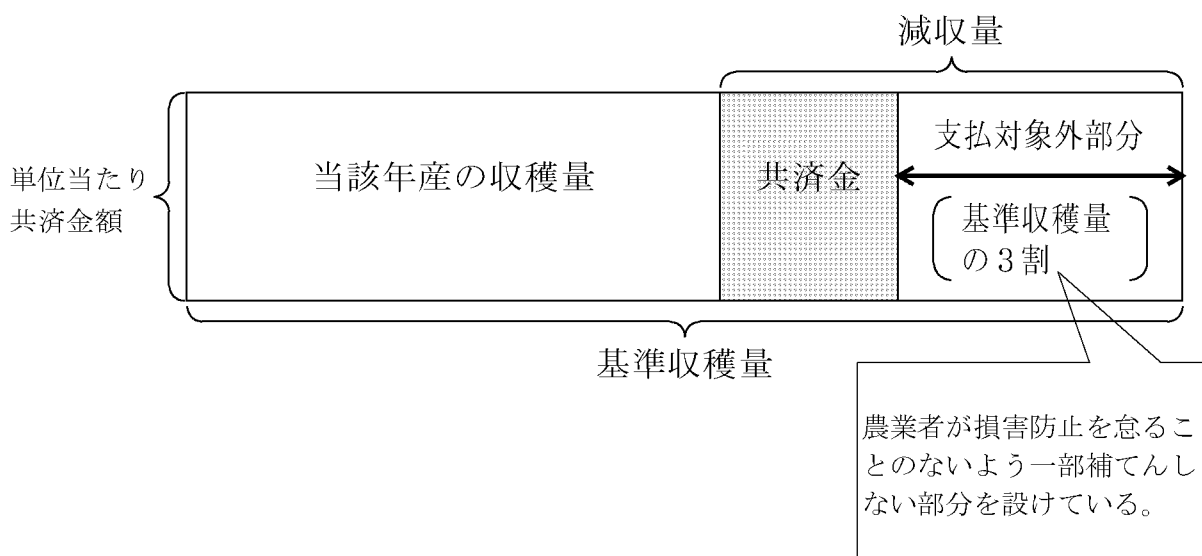


9 共済金

【収穫共済】

(1) 半相殺方式、全相殺方式及び樹園地単位方式

災害により支払開始損害割合を超える減収量となった場合に、減収量から支払対象外部分（基準収穫量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金が支払われる。



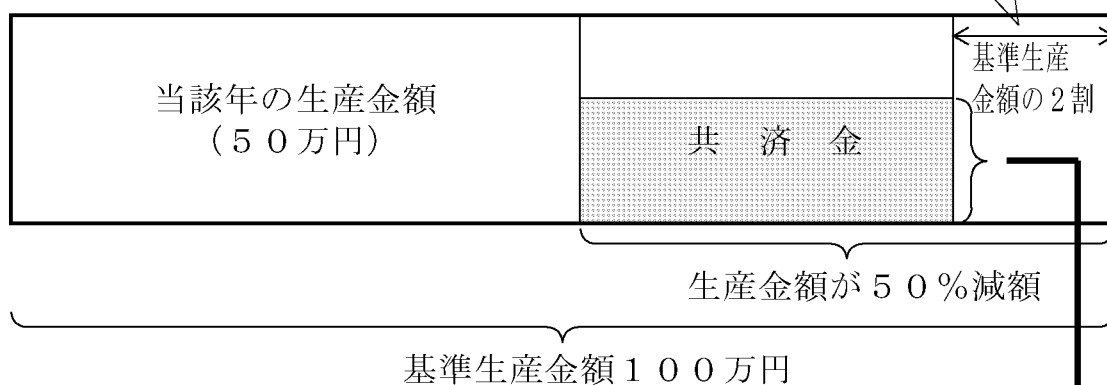
(2) 災害収入共済方式

災害により収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の8割に達しないときに、次式で算出される共済金が支払われる。

$$\text{共済金} = (\text{基準生産金額} \times 0.8 - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{基準生産金額} \times 0.8}$$

基準生産金額が100万円の農家が、
60万円の共済金額を選択した場合で、
その年の生産金額が50%減額した場合

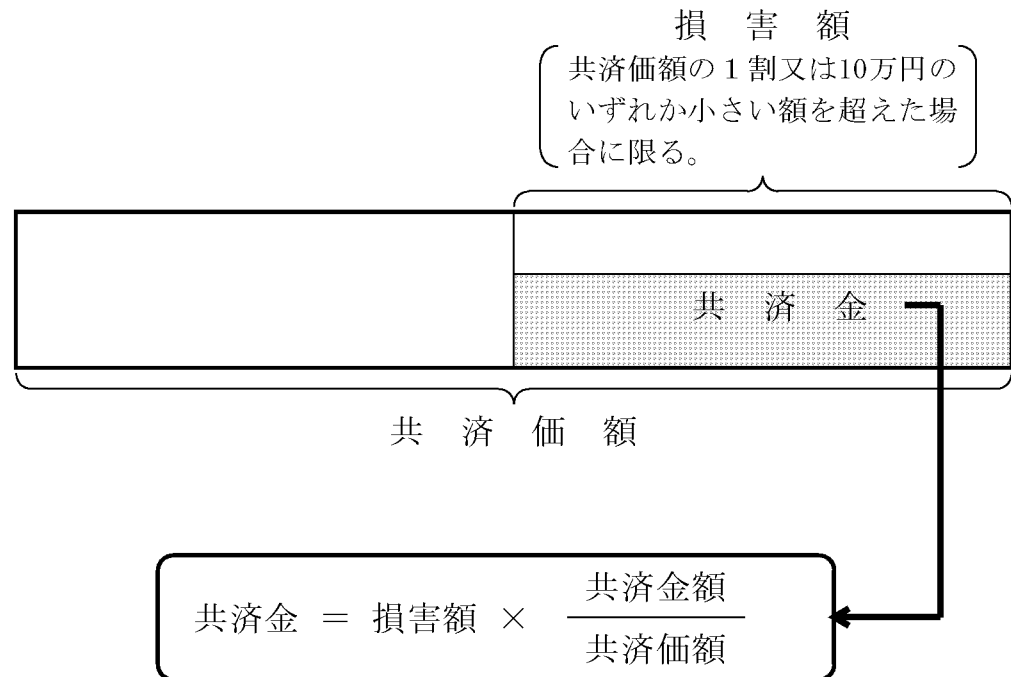
農業者が損害防止を怠ることのないよう一部補てんしない部分を設けている。



$$\text{共済金} = (80\text{万円} - 50\text{万円}) \times \frac{60\text{万円}}{80\text{万円}} = 22.5\text{万円}$$

【樹体共済】

損害の額が共済価額（樹体の資産としての評価額で農家ごとに設定）の1割又は10万円のいずれか小さい額を超えた場合に、その損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて算出される額が支払われる。



10 事業実績

(1) 収穫共済の主な引受の状況（平成26年産）

(単位：戸、円)

	引受戸数	共済掛金（農家負担額）		被害戸数	共済金 1戸あたり
		1戸あたり	10aあたり		
収穫共済合計	62,934	33,565	5,436	9,242	283,924
うんしゅうみかん	9,762	54,938	5,322	2,617	388,362
りんご	15,247	26,543	3,318	1,128	322,604
ぶどう	5,752	13,473	4,333	736	247,935
なし	8,183	33,725	6,989	1,092	241,326
もも	4,436	15,344	4,550	746	163,011

(単位：百万円)

	総共済金額	共済掛金	農家負担額	共済金	再保険金
収穫共済合計	93,173	4,225	2,112	2,624	819
うんしゅうみかん	20,108	1,073	536	1,016	346
りんご	27,744	809	405	364	157
ぶどう	7,248	155	77	182	75
なし	15,599	552	276	264	103
もも	4,551	136	68	122	35

(2) 樹体共済の主な引受の状況（平成26年度）

(単位：戸、円)

	引受戸数	共済掛金（農家負担額）		被害戸数	共済金 1戸あたり
		1戸あたり	10aあたり		
樹体共済合計	2,396	10,863	3,042	236	167,419
うんしゅうみかん	306	2,962	611	11	124,903
りんご	248	9,384	2,684	21	131,164
ぶどう	194	6,026	2,189	12	165,506
なし	863	8,706	1,952	58	192,121
もも	66	13,329	4,341	22	160,527

(単位：百万円)

	総共済金額	共済掛金	農家負担額	共済金	再保険金
樹体共済合計	5,171	52	26	40	2.2
うんしゅうみかん	381	2	1	1	0.1
りんご	334	5	2	3	0.1
ぶどう	247	2	1	2	0.2
なし	2,344	15	8	11	0.1
もも	70	2	1	4	1.6

(備考) 支払状況については速報値（平成27年10月現在）である。

【畑作物共済】

1 共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

2 共済事故

(農作物)

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（てん菜及びさとうきびにあつては、農作物の減収及び糖度の低下、茶の災害収入共済方式にあつては、農作物の減収を伴う生産金額の減少）

(蚕繭)

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷湿害、地震又は噴火による災害その他の気象上の原因による災害、火災、病虫害及び獣害による繭の減収

3 加入資格

品種、栽培方法等に応じた区分（共済目的の種類等）ごとの栽培面積が5～30 a（北海道は30 a～1 ha）の範囲内で組合等が定める面積以上である農家、又は蚕種の掃立量が0.25箱～2箱の範囲内で組合等が定める箱数以上である農家

4 引受方式

引受方式	対象農作物等	内 容
半相殺 農家単位方式	大豆、小豆、いんげん、茶	農家ごとに被害耕地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の3割(大豆は2割)を超えた場合に共済金が支払われる方式
全相殺 農家単位方式	ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫(繭)量の2割(ばれいしょ、大豆及びてん菜は1割)を超えた場合に共済金が支払われる方式
一筆単位方式	大豆	耕地ごとの減収量が、その耕地の基準収穫量の3割を超えた場合に共済金が支払われる方式
災害収入共済方式	茶	農家ごとに農作物の減収がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に共済金が支払われる方式

(注) 基準収穫(繭)量とは、いわゆる平年の収穫(繭)量のことであり、基準生産金額とは、いわゆる平年の生産金額のことである。

5 共済責任期間

- (1) ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ

発芽期(移植の場合は移植期)から収穫までの期間

- (2) 茶

冬芽の生長停止期から一番茶の収穫までの期間

- (3) 蚕繭

原則として、桑の発芽期から収繭までの期間

畑作物共済の共済責任期間（例）

[illegible]

6 共済金額

畑作物共済の共済金額は次式により設定。

① 半相殺農家単位方式

農家ごとに、

単位当たり共済金額 × 農家の基準収穫量の7割(大豆は8割)

② 全相殺農家単位方式

農家ごとに、

単位当たり共済金額 × 農家の基準収穫(繭)量の8割(ばれいしょ、大豆及びてん菜は9割)

③ 一筆単位方式

耕地ごとに、

単位当たり共済金額 × 耕地の基準収穫量の7割

(注) 単位当たり共済金額とは、茶、蚕繭、ホップは1kg当たり、大豆、小豆、いんげん、そばは10kg当たり、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃは1,000kg当たりの補償単価のことである。

④ 災害収入共済方式

農家ごとに、

基準生産金額の3～6割 ≤ 共済金額 ≤ 基準生産金額の8割

(注) 基準生産金額は、最近5か年の出荷実績によって10a当たり生産金額を算定し、これに引受面積を乗じて得られた生産金額を基礎として定める。

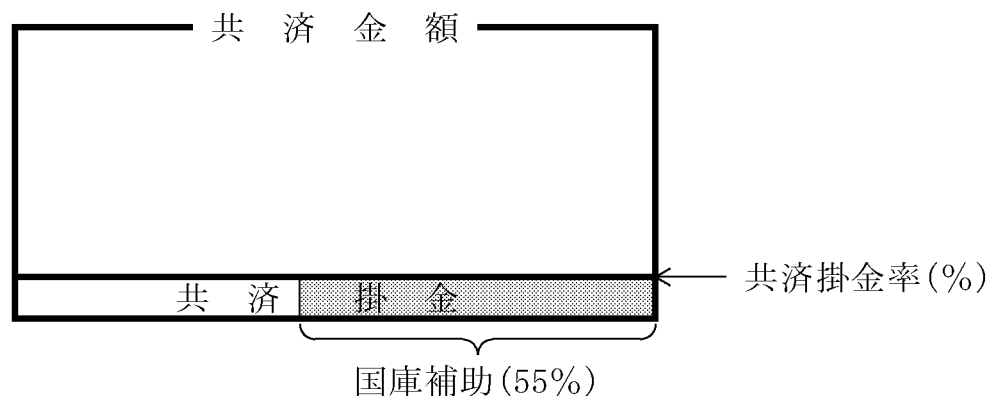
7 共済掛金

農家ごとに、

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(注1) 共済掛金率は、農林水産大臣が組合等ごとに定める掛金率を下らない範囲で、組合等が定める。

(注2) 畑作物共済の共済掛金には、55%(蚕繭については50%)の国庫負担がある。



8 共済金

果樹共済の「9 共済金【収穫共済】」参照。

9 事業実績

畑作物共済の主な引受の状況（平成26年産）

（単位：戸、円）

	引受戸数	共済掛金（農家負担額）		被害戸数	共済金 1戸あたり
		1戸あたり	10aあたり		
畑作物共済合計	78,123	76,281	2,116	24,756	277,238
ばれいしょ	6,131	136,117	1,941	827	424,854
大豆	36,827	64,214	2,294	13,961	182,553
てん菜	6,698	126,450	1,610	1,030	640,992
さとうきび	9,814	25,219	2,097	4,881	310,096
茶	722	30,053	2,714	182	217,908
そば	4,319	48,840	1,056	2,317	394,730
蚕繭	261	5,097	—	23	64,680

（単位：百万円）

	総共済金額	共済掛金		共済金	再保険金
			農家負担額		
畑作物共済合計	195,931	13,242	5,959	6,863	1,965
ばれいしょ	39,173	1,855	835	351	0
大豆	45,674	5,255	2,365	2,549	861
てん菜	47,046	1,882	847	660	0
さとうきび	11,688	550	247	1,514	919
茶	1,143	48	22	40	9
そば	5,281	469	211	915	168
蚕繭	140	3	1	1	0.4

（備考）支払状況については速報値（平成27年10月現在）である。